

入 札 公 告

高知県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎及び永国寺ビル焼却書類運搬業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年7月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 競争入札に付す事項
 - (1) 件 名 高知県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎及び永国寺ビル焼却書類運搬業務
 - (2) 業務内容 仕様書による
- 2 契約期間
令和8年8月25日から令和8年9月4日
- 3 入札の方法
 - (1) 一般競争入札
 - (2) 入札金額は、積載量2トン以上のパッカー車の1台あたりの単価（以下「単価」という。）を入札書に記載すること。
- 4 最低制限価格
なし
- 5 入札者の資格及び資格審査の方法等
 - (1) 入札参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 高知市から一般廃棄物処理業の許可を受けた者であること。
 - ウ 高知県における物品購入等に係る一般（指名）競争入札の参加資格を有する者であること。
 - エ この入札公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - オ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
 - (2) 資格審査の方法
高知市の一般廃棄物処理業の許可証の写しの提出を受けて、資格の有無の確認を行う。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、5の（1）のイに示した入札参加資格を満たすことを証明する前号の書類を添付のうえ、この公告の日から令和8年7月28日（火）午後3時までに、6の場所に、一般競争入札（高知県庁本庁舎、西庁舎、北庁舎及び永国寺ビル焼却書類運搬業務）参加資格審査申請書を提出し、この一般競争入札に参加

する資格があることの確認を受けなければならない。

6 本件業務の仕様及び契約条項を示す場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部管財課

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月6日(木) 午前9時00分から

(2) 場所 高知市本町四丁目1番32号 こうち勤労センター7階会議室

(注)入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加できない。

また、入札当日は県庁の各駐車場及びこうち勤労センターの利用はできないので注意すること。

8 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条及び第10条の規定による。

入札保証金の免除を行うためには、別紙(業務実績証明書)及び過去の契約実績(過去2年間に当業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行している実績であること。)に係る資料(契約書の写し)を7月28日(火)までに提出すること。入札保証金の有無については、7月31日(金)頃に通知するものとする。

9 落札者の決定等

予定価格(単価)の範囲内で入札した者のうち最低価格(単価)の者を落札者と決定する。ただし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(単価)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格(単価)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(単価)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、同価格の者が2以上あるときは、くじで落札者を決定する。

入札価格(単価)が予定価格(単価)を超える場合は、再度入札(2回を限度とする。)に付し、なお予定価格(単価)を超える場合は最低価格(単価)の者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

10 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

11 入札に関し留意すべき事項

(1) 入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

(2) いったん投かんした入札書については、取り替え、訂正し、又は取り消すことはできない。

(3) 入札書の郵送は認めない。

(4) 代理人の入札にあたっては、委任状の提出が必要である。

12 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、別に定める一般競争入札要領を承知すること。
- (2) 提出された申請書及び添付書類等は、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めないこととし、入札終了後も返却しない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。